

内部管理責任者等の役割と責務

内部管理統括責任者について

○ 内部管理統括責任者の資格、配置及び登録【規則 2 条、3 条】

内部管理を担当する代表取締役、代表執行役又は国内代表者に準ずる者から一名を配置し、日本証券業協会に登録する。

○ 内部管理統括責任者の責務【規則 4 条】

役職員への金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢の徹底及び適正な投資勧誘等の営業活動、顧客管理など内部管理体制の整備、営業責任者及び内部管理責任者の指導・監督、法令等違反事案の適切な処理。当局・協会との適切な連絡・調整。重大な事案が発生した場合の代表取締役社長（又は会社代表者）への報告。

内部管理責任者について

○ 内部管理責任者の配置【規則 13 条 1 項】

営業単位（部室店）ごとに内部管理業務の管理職者を内部管理責任者に任命し、配置しなければならない。

○ 内部管理責任者の資格要件【規則 14 条】

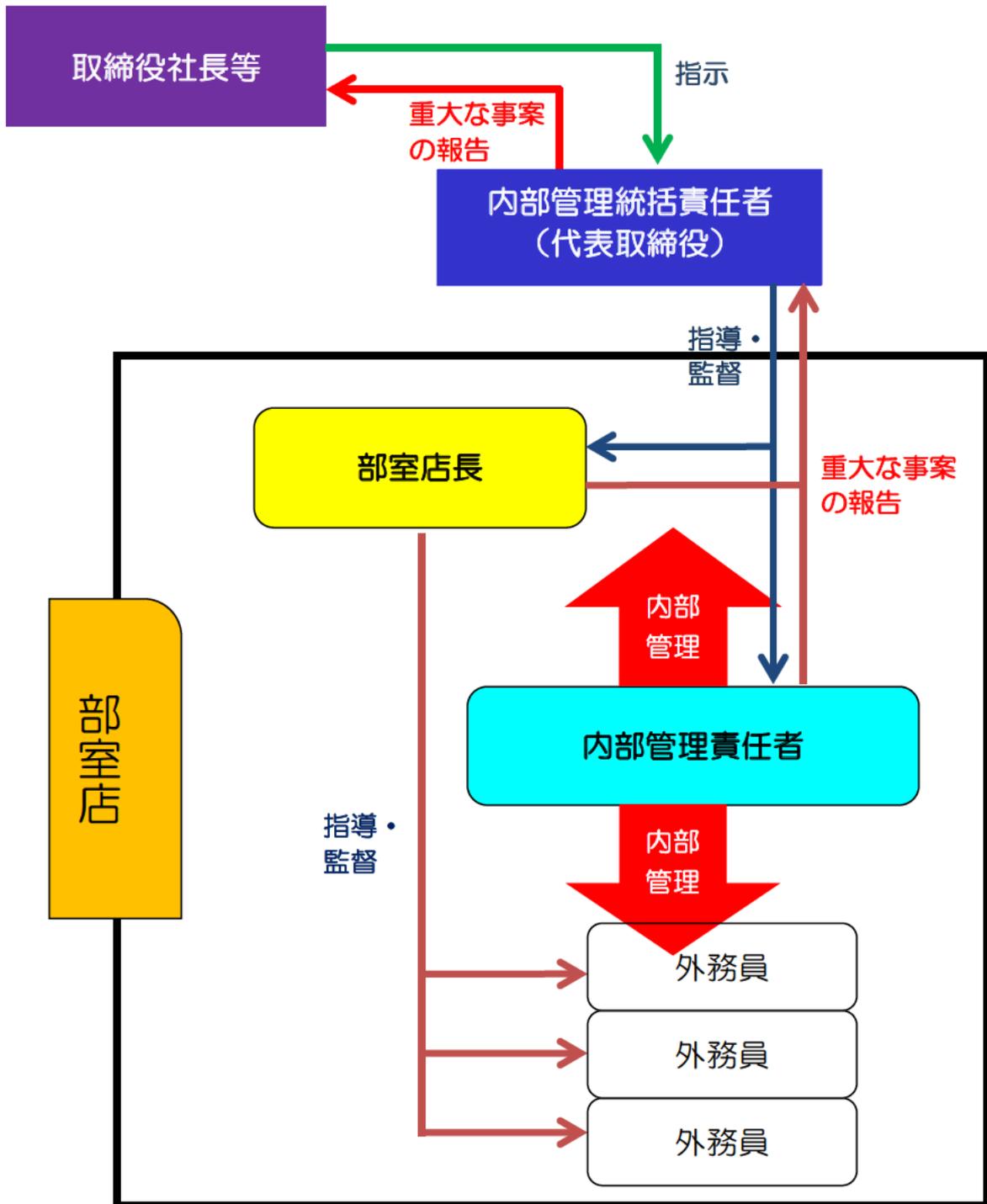
日本証券業協会が実施する内部管理責任者資格試験に合格した者であること。

○ 内部管理責任者の責務【規則 15 条】

任命された営業単位（部室店）における営業活動が金商法その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているか常時監査する等適切な内部管理を行うこと。当該営業単位（部室店）に投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し重大な事案が発生した場合には、内部管理統括責任者へ速やかに報告するとともにその指示を受ける。

注；「規則」は日本証券業協会自主規制規則「協会の内部管理責任者等に関する規則」を言う。

内部管理責任者制度による法令遵守態勢



内部管理責任者は、内部管理責任者として任命された部室店における営業活動が金商法その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等、適切な内部管理を行う。

内部管理責任者は営業責任者を牽制することが期待されている。このため部室店長と内部管理責任者は兼務することができない。

内部管理責任者が、会社全体の法令遵守等に責任を有する内部管理統括責任者と直接連絡することによって、内部管理・法令遵守等の態勢が独立的かつ有効に機能することが期待されている。